

LLC（合同会社）とは

1) 組織設立または運営の上の特徴

1. 新会社法の施行により新たに生まれた会社形態であり、特徴としては、「法人格」があり、出資者が有限責任であり定款自治が認められている。
2. 株式会社の法人格と合名・合資会社の定款自治を併せ持った会社組織であり、共同事業の器である。
3. 上記の有限責任とは、原則として出資者が出資額までしか責任を負わない。つまり会社が倒産しても自分の出資金が返ってこないだけで済む。
4. また定款による自治運営なので会社のような株主総会、取締役のような機関も必要とせず業務をおこなう社員の全員の一致で定款変更や会社のあり方を決定できる。
5. 設立に関しても、最低資本金制度が廃止され、同一住所に登録されている商号と同じ商号でない限り使用することができる。
6. 類似商号禁止の規制が廃止され、設立前に払込みを証明するために銀行などから払込金保管証明書のようなきびしい証明は必要なく銀行の残高証明等でも問題ないことになった。
7. 株式会社などに組織変更することができる。一人でも設立可能である。
8. 設立の手続きがシンプルである。設立の費用が株式会社に比べて安い

2) LLP と LLC の決定的な違いについて

1. 「法人格があるかないか」ということである。
LLP はあくまで民法上の「特例の組合」であるので、「法人格がない」のに対して、LLC は、合同会社であり「法人格」が認められる点である。
2. LLP には法人税が課されることはなく、**パススルー制度の適用**を受けるのに対し、LLC には法人税が課され、また利益の配当を受けた出資者個人にも課税されるということになる。

株式会社・LLP（有限責任事業組合）・LLC（合同会社）比較			
	株式会社	LLP	LLC
		（有限責任事業組合）	（合同会社）
設立に必要な人数	1人から	2人から	1人から
法人格	法人	組合	法人
課税	法人税	組合	法人
責任	有限責任	有限責任	有限責任
資本金	1円以上	1円以上	2円以上
損益配分	出資比率通り	出資比率に 関係なく柔軟	出資比率に 関係なく柔軟
他の形態へ移行	可能	×不可能	可能
決算公告	義務	義務なし	義務なし
配当	出資割合	自由	自由

* LLPのパススルー制度の適用とは

株式会社・LLCでは、利益が出た場合、会社に対して**法人税**が課税され、さらに、配当を受け取った出資者にも課税されるので、結果として税金が**二重に課税**されることになる。

これに対して、LLPでは、利益が出た場合、LLPには**課税されず**、LLPの**組合員**に対して**直接課税**される。

3) 法人化の必要性を検討する場合

「法人化ですが」、個人事業より「**法人化**」しているほうが、社会での信用力に差がある。

個人ですと、相手側からすれば事業の継続性に疑問符が付けがちである

今では、新会社法により、会社設立に必要な資本金などもハードルが低くなっているため、事業化できると判断できれば、法人化を検討する。

合同会社（LLC）が営む事業の内容のことを「**事業目的**（会社の目的）」という。事業目的は、定款の「**絶対的記載事項**」となっている。

合同会社は定款に記載した事業目的の範囲内でしか事業を行うことができない。

事業目的（会社の目的）」は定款に記載し、登記もすることになっているので、以下のような決まりがある。一度決めてしまうと変更するには、定款変更、変更登記が必要となるので、注意が必要である。

1. 目的の営利性

会社は利益をあげ、それを出資者に分配することを目的として設立される。そのため、会社の目的には「営利性」がなければならない。

2. 目的の明確性

事業目的は、登記簿に記載される。登記簿は所定の手続をすれば、誰でも閲覧することができる。

事業目的は誰が見ても明確にわかるようである必要がある。

3. 目的の具体性

「明確性」と同様に、登記簿を見た人が具体的にイメージができるような目的でなければなりません（大幅に緩和されています）。

4. 目的の適法性

事業目的は、当然に適法でなければなりません。

法律の規定や公序良俗に反するような目的は、認められない。

また、一定の資格を持つ個人にだけに認められる業務は、事業目的とすることはできません。以上の4点を満たしていれば、事業目的はいくつ記載してもかまわない。

会社法では、この目的に関する規制が緩和されている。
特に「目的の具体性」については、登記官による審査は行われなくなった。

しかし「**営利性**」「**明確性**」「**適法性**」については審査が行われるので、定款を作成する前に必ず確認をとっておくことが必要である。

また、業種によっては「**行政官庁の許認可**」が必要になる場合もある。
会社を新規に設立して新たに事業を開始する場合、通常は会社が成立した後には許認可の手続きを行うことになる。

その段階で許認可が得られないとなると困るから、許認可についてもあらかじめ関係行政官庁に確認をとっておく必要がある。

4) LLCの向いている事業とは

同じ目的に向かって、共に協働していく仲間が集まって、それぞれが持つ強み（人脈：ノウハウ：能力、知識、資金、など）を持ち寄り、事業化のための「共同事業の器」として、LLC（合同会社）は最適な組織体のひとつとなった。

LLP（有限責任事業組合）にない法人格

LLC（合同会社）にはLLPにはない「法人格」があり、契約や不動産の登記、特許登録などの権利義務の主体となれますから、事業遂行上この辺りが重要なビジネスにおいてはLLC（合同会社）が選択されるケースが多くなると思われる。

また、事業を、費用をかけずにLLC（合同会社）で小さく始めて、後に株式会社に組織変更し、目標であった株式公開を実現することも可能である。

5) 合同会社（LLC）の「代表社員」「業務執行社員」「社員」について

LLC（合同会社）では、出資社員の全員が経営に参加することを原則としている。

社員は法人でもよく、全社員が業務を執行する権限を有している。

その人数は1人でも良いのですが、2人以上いる場合の業務の執行については社員の過半数をもって決定する。

ただし、日常的業務を行うに当たっては他の社員が異議を述べない限り、各

社員が単独で行うことができる。

この社員の中で、「業務執行社員」を定款で定めることで、出資を行うだけの「社員」と区別することもできる。

この業務執行社員が2人以上いる場合は、業務執行社員の過半数をもって業務の執行を決定する。

「代表執行社員」も決めて、代表とすることも出来る。

6) 商号(会社名)を決める

会社名は正式には「商号」といいます。商号も定款の絶対的記載事項であり、登記もされますので、いくつかの決まりがある。

「合同会社」の文字を入れる

例えば「合同会社 〇〇」や、「〇〇 合同会社」などのように会社名の前か後のいずれかに「合同会社」の文字を入れる必要がある。なお、「LLC 〇〇」や、「〇〇 LLC」は認められません。

* 使用できない文字、記号がある

イ. 使える文字は、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字(大文字でも小文字でも可)

ロ. 使える記号は「&」(アンパサンド)、「」(アポストロフィー)、「,」(コンマ)、「-」(ハイフン)、「.」(ピリオド)、「・」(中点)で、それ以外は使えません。

ハ. 会社の一部を示す文字は使えない

「合同会社 〇〇 商事大阪支部」や、「〇〇 合同会社営業部」など商号の末尾に「支店」、「支社」、「出張所」、「事業部」、「営業部」、「販売部」など会社の一部を示すような文字は使えません。

ただし、「代理店」、「特約店」、「分店」という文字は使えます。

ニ. 法令により使用が制限されている文字がある

「〇〇 保険会社」や、「〇〇 銀行」、「××病院」などのように資格や法令に適合していないと使えない文字があります。

「同一住所：同一商号」は使えない

同じ住所に同じ商号の会社がすでに存在する場合は、使用できない。

必ず定款作成の前に「本店所在地」の管轄法務局で「**商号調査**」を行う必要がある。

7) 設立費用について

費用項目	株式会社	LLP	LLC
公証人の定款認証代	5万数千円		
定款印紙代	4万円		4万円
登記時の登録免許税	*15万円	6万円	6万円
合計	24万数千円	6万円	10万円

)原則は、資本金額の0.7%だが、最低額が15万円

LLC(合同会社)設立の際に最低限かかる実費としては、
登記の際に貼る印紙代(登録免許税)が6万円、定款に貼る印紙代が4万円の**合計10万円のみ**です。(その他に印鑑の作成費などは別途必要)

LLP設立の際に最低限かかる実費としては、登記の際に貼る印紙代(登録免許税)の**6万円のみ**です。(その他に印鑑の作成費などは別途必要)

上記は**法定費用**であり「**設立サポート報酬**」は別途必要になります。

8) LLCの税務は同じ法人税である。

法人税とは、会社などの法人にかかる税金のことである。

会社は事業年度が終了すると、自社の税金の計算を行なって税務署に申告する。

会社の利益は売上高から経費を差し引いた金額になる。

計算書類(貸借対照表、損益計算書など)を作成する。

9) LLCのメリット・デメリット

「LLCのメリット」

1. 比率に関係なく損益配分が柔軟に決められる
2. 取締役会・監査役はない
3. 各組合員の強みや個性を生かせ、モチベーションがあがる
4. 運営の経費軽減、スピード経営できる
5. 設立手続きがかんたん

6. 決算公告の義務はなし
7. 他の法人組織（株式会社・合資・合名会社）へ変更ができる

「LLCのデメリット」

1. 構成員課税が認められなかった（法人税）
2. 業務執行社員は「責任の減免」のルールがない
3. 社員同士の意見の不一致もありえる
4. 労務出資は認められない

中高年・団塊世代...へ戻る

脳卒中障害者...へ戻る